

改正

平成24年1月23日要綱

平成26年3月31日要綱

平成27年10月27日要綱

令和5年4月1日要綱

伊勢崎市放課後児童健全育成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

第2条 放課後児童クラブを利用することができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている小学校に就学している児童で、小学校の長期休業日、放課後等において保護者が労働等により昼間家庭にいないもの（以下「児童」という。）とする。

(事業内容)

第3条 事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定に関すること。
- (2) 遊びの活動への意欲と態度の形成に関すること。
- (3) 遊びを通じた自主性、社会性及び創造性の向上に関すること。
- (4) 児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡に関すること。
- (5) 家族や地域での遊びの環境づくりへの支援に関すること。
- (6) その他児童の健全育成上必要な事業に関すること。

(実施基準)

第4条 放課後児童クラブの実施基準は、伊勢崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢崎市条例第34号）に定める最低基準とする。

(委託)

第5条 市長は、次に掲げる要件を満たした団体に、放課後児童クラブの実施を委託することがで

きる。

- (1) 前条の基準を満たすものであること。
- (2) 児童がおおむね10人以上確保でき、かつ、継続して放課後児童クラブを実施できる見込みがあること。
- (3) 児童の保護者等による運営委員会が組織されていること。
- (4) 政治的又は宗教上の組織に属さないものであること。
- (5) 放課後児童クラブを利用できる時間が、学校の放課後から午後6時以降までとなっていること。
- (6) 児童の保護者に対するニーズ調査を行った結果、実態として250日以上開所する必要がないとされた放課後児童クラブにおいても、200日以上開所できること。
- (7) 傷害保険及び賠償責任保険に加入すること。

(受託申込み)

第6条 放課後児童クラブの委託を受けようとする団体は、放課後児童健全育成事業受託申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申込みがあったときは、当該申込みの内容を審査し、委託の可否を決定するものとする。
- 3 市長は、委託の決定をしたときは、放課後児童健全育成事業受託決定通知書(様式第2号)により、当該団体に通知するものとする。
- 4 前項により委託決定通知を受けた団体は、決定後速やかに伊勢崎市と放課後児童健全育成事業委託契約(以下「委託契約」という。)を締結するものとする。

(委託料)

第7条 市長は、前条第4項の規定により市と委託契約を締結した団体(以下「受託団体」という。)に対し、国及び県が定める放課後児童健全育成事業費補助基準額を委託料として支払うものとする。

(指導及び助言)

第8条 市長は、受託団体に対して指導及び助言をすることができる。

- 2 受託団体は、放課後児童クラブの目的達成のために市長が行う調査等に協力しなければならない。

(実績報告)

第9条 受託団体は、毎年度終了後10日以内に、放課後児童健全育成事業受託実績報告書(様式第

3号)を市長に提出しなければならない。

(契約の解除)

第10条 市長は、次のいずれかの事情が生じたときは、委託契約を解除することができる。

- (1) 受託団体がこの要綱又は委託契約に違反したとき。
- (2) 受託団体が放課後児童クラブを適正に実施できないと認めたとき。
- (3) 放課後児童クラブの実施を委託する必要がなくなったとき。

2 受託団体は、前項の規定により委託契約を解除された場合には、委託料の全部又は一部を返還しなければならない。

(備付帳簿)

第11条 受託団体は、放課後児童クラブを適正に実施するために、次の帳簿を備えるとともに、各年度の事業終了後5年間保存しなければならない。

- (1) 児童票
- (2) 出席簿
- (3) 放課後児童クラブ日誌
- (4) 出納簿
- (5) その他必要と認める帳簿

(費用の徴収)

第12条 受託団体は、放課後児童クラブを実施するために必要な経費の一部を利用者負担金として徴収することができるものとする。

2 前項の利用者負担金の額は、受託団体においてあらかじめ設定しておくものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前日までに、合併前の伊勢崎市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成5年4月1日制定）又は境町放課後児童健全育成事業実施要綱（平成10年4月1日制定）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年1月23日要綱）

この要綱は、決裁の日（平成24年1月23日決裁）から施行する。

附 則（平成26年 3 月31日要綱）

この要綱は、決裁の日（平成26年 3 月31日決裁）から施行する。

附 則（平成27年10月27日要綱）

この要綱は、決裁の日（平成27年10月27日決裁）から施行し、平成27年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日要綱）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

住 所
クラブ名
代表者名

年度放課後児童健全育成事業受託申込書

このことについて、次の書類を添えて
の受託申込みをいたします。

年度放課後児童健全育成事業

- 1 クラブの会則
- 2 クラブの運営（役員）名簿
- 3 クラブ利用児童及び保護者の名簿
- 4 職員の履歴書
- 5 クラブ実施場所の平面図
- 6 傷害保険等の種類・名称
- 7 年度事業計画書
- 8 年度収支予算書
- 9 その他

様式第2号（第6条関係）
様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

伊勢崎市長



年度放課後児童健全育成事業受託決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった放課後児童健全育成事業を貴クラブに委託することを決定したので通知いたします。

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

住 所
クラブ名
代表者名

年度放課後児童健全育成事業受託実績報告書

標記の件について、事業が完了したので次のとおり報告いたします。

- 1 委託事業の名称 伊勢崎市放課後児童健全育成事業
- 2 受託事業の経費の配分及び使用の精算額
- 3 委託事業の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 委託事業の成果